

## 第三者条件

本第三者条件の追加規定は、第三者プロバイダーのデータ又はソフトウェアに適用され、他の全ての契約条件に優先するものとします。

### Derwent Data Analyzer

**(a) ユーザーに対する通知：**本合意を注意してお読みください。本合意はお客様(即ちエンドユーザー)と Search Technology, Inc (「Search Technology」といいます) 間の法的な契約です。本製品に含まれる Search Technologyのソフトウェアプログラム(「本ソフトウェア」といいます)は、本合意に基づいて使用される場合に限り Search Technologyからライセンスされるものです。本ソフトウェアの全部又は一部を使用することで、お客様は本契約条件に合意するものとみなされます。お客様は、本合意がお客様により署名された交渉済契約書類と同じ法的強制力を持つことに同意するものとし、同意しない場合は本ソフトウェアを使用することができません。本ソフトウェアをライセンス無しに使用することはできず、また、本ソフトウェアは輸出規制が適用されるものです。

**(b) 著作権：**本ソフトウェアは Search Technologyの所有物であり、米国著作権法及び国際協定条項によって保護されています。

**(c) Search Technologyは、**本ソフトウェアがお客様の要件を満たすものであること、本ソフトウェアの操作が中断しないこと、エラーが発生しないこと、また本ソフトウェアの全てのエラーが修正されることについていかなる保証も行いません。Search Technologyは、本ソフトウェアのリリース後に実施されたコンピューターハードウェアの操作特性やコンピューターの操作システムの変更により生じた問題、並びに Search Technologyが提供したものではないソフトウェアと本ソフトウェアの相互作用により生じた問題に関して責任を負いません。

**(d) 賠償責任の制限：**Search Technologyは、使用の喪失、業務の中断、或いは直接又は間接に関わらず、特別な場合や偶発的、又は結果として生じたいかなる場合においても、全ての種類の(逸失利益を含む)損失に対して責任を負わないものとします。これは訴訟方式に関わらず、たとえ Search Technologyが損害の可能性を示唆されていた場合でも、また契約の記述や(過失を含む)不法行為の有無を問わず、また厳格な製造物責任の有無に関わらないものとします。管轄法域によっては偶発的又は結果的損害の排除や制限を許可しないため、上述の制限や排除はお客様に適用されない場合もあります。

**(e) 輸出規制：**本ソフトウェアは、米国商務省の輸出管理規制 (EAR) の対象です。EARにより規制された場所、組織、人物に配布することは固く禁じられています。また、米国財務省の外国資産管理法 (OFAC) 特別指定国民リスト (List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons) に含まれるいかなる者に対しても本ソフトウェアを輸出又は再輸出することは禁じられています。以下の証明において、「全ての拒否リスト」とは、EAR及びOFACが公表する禁輸対象及び禁輸国の全てのリストについて言及しているものとします。本製品を使用することにより、お客様は以下を証明するものとします。

- (1) お客様は、全ての拒否リストのいずれにも含まれる者ではないこと。
- (2) お客様は、全ての拒否リストのいずれかに含まれる国で本ソフトウェアを使用しないこと。
- (3) お客様は、全ての拒否リストのいずれかに含まれる組織の関係組織ではないこと。
- (4) お客様は、米国輸出規制により規制された人物、場所、組織に対して本ソフトウェアを輸出又は再輸出しないこと。

**(f) リバースエンジニアリング：**お客様は、本ソフトウェアを逆コンパイル又はリバースエンジニアリングせず、また、その他の方法により本ソフトウェアのソースコードを解析する試みをしないことに同意するものとします。

**(g) その他の制限：**本ライセンス契約は、本契約でお客様に許諾された権利を行使するための証明となります。お客様は本ソフトウェアを賃貸、リース、販売、譲渡することはできません。

最終更新: 2021 年 11 月